

警察法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（地方警務官の定員）
 第六条 法第五十七条第一項に規定する地方警務官の定員は、都道府県を通じて六百三十五人とする。

（地方警務官の定員）
 第六条 法第五十七条第一項に規定する地方警務官の定員は、都道府県を通じて六百三十三人とする。

別表第二（第七条関係）

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三八八人
（略）	
宮城県	三、七二二人
（略）	
茨城県	四、八二六人
（略）	
埼玉県	一一、五四八人
東京都	四二、七二一人
千葉県	九、七二二人
神奈川県	一五、三一七人
（略）	
長野県	三、四〇四人
静岡県	六、二二一人

北海道	一〇、三八三人
（略）	
宮城県	三、七一〇人
（略）	
茨城県	四、八一四人
（略）	
埼玉県	一一、三七三人
東京都	四二、六八六人
千葉県	九、六八五人
神奈川県	一五、二五三人
（略）	
長野県	三、三九四人
静岡県	六、一九五人

沖繩県		二、七五三人
(略)		
熊本県		三、〇四七人
(略)		
福岡県		一〇、八六〇人
(略)		
兵庫県		一一、六九八人
大阪府		二〇、九六五人
(略)		
滋賀県		二、三〇六人
三重県		三、〇四三人
愛知県		一三、二三二人
(略)		

沖繩県		二、七四六人
(略)		
熊本県		三、〇四〇人
(略)		
福岡県		一〇、八五五人
(略)		
兵庫県		一一、六九三人
大阪府		二〇、九五四人
(略)		
滋賀県		二、二四六人
三重県		三、〇三六人
愛知県		一三、二二四人
(略)		